

● 草の根パートナー型

平成19年度第2回 採択内定案件

<b>I. 提案事業の概要</b>	
1. 国名	モンゴル国
2. 事業名	子どもの権利実現のための暴力のない公平な教育環境推進事業
3. 事業の背景と必要性	セーブ・ザ・チルドレンは、モンゴルの公教育現場における体罰、不正、差別は子どもの権利の深刻な侵害であると見做し、教育法改正を目指した1年半に亘る全国的キャンペーンを主導した。その結果、2006年12月に改正教育法の採択に至り、公教育現場で体罰、不正、差別を禁止する新条項が加わった。しかし、これが実際の公教育現場で遵守されているとは言い難く、体罰、不正、差別の蔓延は未だに深刻である。その主因として、公教育の現場で法に準拠した学校運営監視が行われていないという現状が挙げられる。その為、校長を含め教員の多くが改正教育法のことを知らず、体罰に頼った指導法が続けられている。もう一つの主因として、学校運営監視への市民参加が非常に限られており、学校運営監視の健全性を客観的にチェックする機能が働いていないということが挙げられる。政府系監査機関もあるが、公教育現場の法の遵守を監査・提言するその能力は十分とは言えない。更には、子どもに対する体罰、不正、差別を黙認している社会風紀、並びに改正教育法抵触行為の被害者が法的保護を受けられず泣き寝入りしている現状あり、これらも改善していく必要がある。
4. 事業の目的	公教育現場における体罰、不正、差別の削減の結果、対象校15校の子どもが暴力や不利益を恐れず、教員との健全な信頼関係の下で教育を受けられるようになること。
5. 対象地域	ウランバートル市チンゲルテイ地区、ハンオール地区及びドルノド県
6. 受益者層	直接受益者：対象校15校の生徒（1学年～11学年生：13,500名）、同校教員（525名）、学校運営責任者（60名）、生徒会メンバー（330）、保護者会メンバー（330）、市民社会団体スタッフ（24）、公教育監査課監査官（10）、地元ジャーナリスト（44）、地元弁護士（10） 間接受益者：対象校の生徒の保護者（最低25,000名）、学校運営委員会メンバー（165）、改正教育法抵触行為の被害者
7. 活動及び期待される成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象校の学校運営責任者及び教員が改正教育法を正しく理解し、学校において法に準拠した学校運営監視（=グッド・ガバナンス）を実施する。</li> <li>2. 対象校の教員が体罰に拠らないポジティブ・ディシプリン指導法を実施する。</li> <li>3. 対象校の生徒と保護者が学校運営監視に積極的に参加する。</li> <li>4. 公教育監査課の能力が向上する。</li> <li>5. 公教育現場における体罰、不正、差別の現状と改正教育法に対し一般世論の理解が高まる。</li> <li>6. 改正教育法抵触行為の被害者を地元弁護士と協同で法的にサポートする体制が形成される。</li> </ol>
8. 実施期間	2008年10月～2011年9月（3年）
9. 事業費総額	49,997千円（予定）
10. 事業の実施体制	セーブ・ザ・チルドレン英国を共同事業パートナーとし、国家監査省公教育監査課を相手国実施機関として迎え実施する。また活動実施に際しては、4つの現地市民社会団体から技術的助言・サポートを得る。
<b>II. 実施団体の概要</b>	
1. 団体名	社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
2. 活動内容	1986年設立。アジアを中心に主に教育、栄養改善、子どもの権利推進、緊急救援の分野で事業を実施。
3. 対象国との関係、協力実績	2007年7月からストリートチルドレン生活支援と障害児教育機会改善支援活動を進めている。